

令和4年度山梨県計画に関する 事後評価

令和7年1月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分2〕居宅等における医療の提供に関する事業 . . . 1 7

〔事業区分4〕医療従事者の確保に関する事業 2 3

〔事業区分6〕勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に
関する事業 3 2

【介護分】

〔事業区分3〕介護施設等の整備に関する事業 3 4

〔事業区分5〕介護従事者の確保に関する事業 3 6

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和 5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年8月 2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年12月25日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステムの充実と強化に向けた在宅医療や、住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を進めることにより、医療計画 ※1 や介護保険事業支援計画 ※2 に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（令和3年度～令和5年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7 病院 (H28) → 9 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,661 床 → 1,835 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,139 床 → 1,193 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 29 カ所 → 32 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 10 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 12 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。また潜在的な介護人材の確保事業も推進していく。併せて、介護事業所における感染症対策支援事業を実施し、新型コロナウイルス感染症流行下においても介護サービスの提供体制を確保する。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 13,689 人 (R1) → 15,027 (R5)

⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

山梨県においては、2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- 救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加

2. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 718 床 (R5)
 - ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,207 床 (R5)
 - ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,750 床 (R5)
 - ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,818 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 109 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 10 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 18 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 43 箇所以上 (R4)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 59 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所
45 箇所 (H28) → 46 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83 箇所 (H27) → 186 箇所 (R4)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 2 箇所 (R5)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,661 床 → 1,661 床
- 認知症高齢者グループホーム
1,139 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
29 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5 カ所 → 5 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8 カ所 → 8 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数
1,924 人 (H28) → 2,068 人 (R4)
- 就業看護職員数 (常勤換算後)
9,830.9 人 (H28) → 10,350.1 人 (R4)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 73.0% (R6.3)
- ナースセンター事業再就業者数
430 人 (H28) → 298 人 (R5)
- MFICU 病床数
6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数
30 床 (H29) → 27 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和3年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

- 救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加
0 (R2) → 3 (R5)

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 介護施設等の看取り環境の整備、介護職員の宿舍整備、簡易陰圧装置の設置により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）

- ・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (R7)
- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 施設 (H27) → 86 施設 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 施設 (H27) → 13 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 施設 (H28) → 4 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 施設 (H27) → 30 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 施設 (H27) → 25 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 879 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 740 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 14 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 7 カ所

2. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,771 床 (R5)
- ・回復期機能 263 床 (H26) → 690 床 (R5)
- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,296 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所 (H27) → 60 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所 (H27) → 6 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 病院 (H28) → 8 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所 (H27) → 31 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 箇所 (H27) → 35 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 25 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 125 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 792 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 713 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 5 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 13 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 4 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域

医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28施設（H27）→ 30施設（R2）

- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 施設 (H27) → 4 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 施設 (H28) → 2 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 施設 (H27) → 12 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 施設 (H27) → 7 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 施設 (H28) → 10 施設 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 施設 (H27) → 18 施設 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 368 床 → 397 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 498 床 (R5)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 872 床 (R5)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 27 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (R4)

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 5 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
11 箇所 (H27) → 12 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所
9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
17 箇所 (H27) → 27 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
368 床 → 368 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
1 カ所 → 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
- | | | | |
|--------|-------------|---|------------|
| ・急性期機能 | 310 床 (H26) | → | 314 床 (R5) |
| ・回復期機能 | 26 床 (H26) | → | 0 床 (R5) |
| ・慢性期機能 | 124 床 (H26) | → | 105 床 (R5) |

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- | | | |
|----------------------------|--------------|-------------|
| ➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 | 9 箇所 (H27) → | 3 箇所以上 (R4) |
| ➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 | 2 箇所 (H27) → | 0 箇所以上 (R4) |
| ➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 | 2 病院 (H28) → | 2 病院 (R5) |
| ➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 | 3 箇所 (H27) → | 0 箇所以上 (R4) |
| ➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 | 6 箇所 (H27) → | 6 箇所 (R4) |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所 | 2 箇所 (H28) → | 3 箇所 (R5) |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 | 3 箇所 (H27) → | 6 箇所 (R4) |

③ 介護施設等の整備

- 簡易陰圧装置設置経費の支援を行った。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 416 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 19 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
0 病院 (H28) → 3 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
5 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 7 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 28 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 358 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4（医療分）】 在宅医療人材育成事業	【総事業費】 29,337 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年10月1日 ～ 令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県ではこれまで、在宅医療を始めるに当たり必要となる運営上のノウハウや実践的な知識等に関する助言・支援を目的とした事業は実施していない。人口10万人当たりの医療機関数に比べ、訪問診療を実施する医療機関が他県より少ない状況を踏まえると、在宅医療への参入メリットや運営上のノウハウを習得する機会を作ること、在宅医療を開始する医療機関が増加することが期待される。	
	アウトカム指標：訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設（H27） → 154 施設（R4） ・在宅療養支援病院数・診療所数 71 箇所（H28）⇒ 78 箇所（R5）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療の参入メリットや、在宅医療を実施するための運営上のノウハウ等を習得する機会を設けるとともに、参入意欲を有する医療機関に対しアドバイザーの派遣等の個別支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アドバイザー派遣等要請施設数 23 施設（R4～R5）	
アウトプット指標（達成値）	医療機関向け在宅医療基礎的研修会の開催（R4 オンライン開催：109 名参加） アドバイザー派遣要請施設数：20 施設（R4～R5）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： （代替指標）在宅療養支援病院・診療所数 79 施設（R2） → 79 施設（R6）	
	（1）事業の有効性 個々の医療機関の課題に応じた適切な個別支援が実施された。 R4 年度下期に事業をスタートし事業周知に時間を要したこと から派遣要請施設数は目標に届かなかったものの、R5 年度は診療所からの要請希望が多く、在医総管のみの算定から在支診の施設基準を満たす医療機関もあったことから事業は有効であった。	

	（２）事業の効率性 在宅医療に精通しているコンサルティング会社に委託することにより、効率的に事業が執行された。
その他	

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6（医療分）】 医療的ケア児支援センター運営事業	【総事業費】 87,411 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（国立病院機構甲府病院への委託事業）	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	人工呼吸器の装着など、医療依存度が高い子どもが増加しており、県内には2019.4.1時点（県が実施した実態調査による）で、187人の在宅医療的ケア児者（児童66人、成人121人）が居住しているが、NICU等医療機関から退院した後の在宅児の発達に応じた専門性の高い適切な支援が求められている。 医療的ケア児者の支援は、現在、個々の制度の相談窓口だけで対応しているが、適切な支援に繋げるためには様々な相談をワンストップで受け止める窓口が必要であり、また、医療、福祉、保育、教育、労働、行政等の多職種連携をコーディネートする、特に医療的知識を持つ相談員が必要となる。	
	年間相談累計対応件数 100件（R4年度）→120件（R5年度）→140件（R6年度）	
事業の内容（当初計画）	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」第14条に基づき、医療的ケア児者及びその家族を包括的に支援する体制を整備するための医療的ケア児支援センターを設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療的ケア児支援センターの設置数 2	
アウトプット指標（達成値）	医療的ケア児支援センターの設置数 1	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 年間相談累計対応件数 57件（R5年度）	
	（１）事業の有効性 ・家族や支援関係者向けの総合的な相談窓口を整備し、他機関にまたがる支援を包括的に調整できる体制を整備し、医療的ケア児の発達・成長に応じた適切な療育を行うことができる。 ・アウトプット指標について、R5年度の達成値は、目標値の設	

	置数 2 に対して 1 となるが、R6 年 5 月に都留市において富士・東部医療的ケア児支援センターを設置したところである。 ・アウトプカム指標について、開設初年度ということで過大な設定となってしまうが、医療的ケア児支援センターの R4 実績を年間相談件数に換算した 45 件、R5 実績である 57 件は。対象者の約 2% であることから、他の類似施設と比較しても妥当な数字となっている。（参考：本県の難病支援センターの相談件数は、難病対象者の 1.15%） ・次回以降は指標設定を現実的な数値にすることも含め、内容を検討することとする。 （２）事業の効率性 ・R6 年度には、富士東部圏域に医療的ケア児支援センターのサテライトを設置するため、富士東部圏域の医療的ケア児者及び保護者が相談する時の移動の負担軽減を図ることができる。
その他	

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7（医療分）】 医療型短期入所事業所整備促進事業	【総事業費】 32,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（医療法人等への補助事業）	
事業の期間	令和4年10月1日 ～ 令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療技術の進歩により小児の救命率が向上し、地域で生活する医療的ケア児者の数が全国的に増加しているが、本県においては医療型短期入所が可能な施設数に地域格差が生じていることから、医療的ケア児者及びその家族がどの地域でも安心して在宅生活を送れるよう体制を整備する必要がある。	
	医療型短期入所の月平均実利用者数 25.6 人（R2 年度） → 56.1 人（R6 年度） 在宅医療的ケア児者の 13.6% 在宅医療的ケア児者の 30%	
事業の内容（当初計画）	医療的ケア児者の地域生活を支える医療型短期入所事業所のニーズに対して、十分な事業所数が確保できていないことから、新たに医療型短期入所事業所を開設する医療法人等に対し、備品購入等に係る経費の支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療型短期入所事業所の新規開設数 10 施設 中北医療圏 4 施設（R3）→5 施設（R6 年度末） 峡東医療圏 0 施設（R3）→3 施設（R6 年度末） 峡南医療圏 0 施設（R3）→3 施設（R6 年度末） 富士・東部医療圏 1 施設（R3）→4 施設（R6 年度末）	
アウトプット指標（達成値）	医療型短期入所事業所の新規開設数 7 施設 中北医療圏 4 施設（R3）→5 施設（R5 年度末） 峡東医療圏 0 施設（R3）→1 施設（R5 年度末） 峡南医療圏 0 施設（R3）→0 施設（R5 年度末） 富士・東部医療圏 1 施設（R3）→1 施設（R5 年度末）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医療型短期入所の月平均実利用者数 25.6 人（R2 年度） → 28.2 人（R5 年度） 在宅医療的ケア児者の 13.6% 在宅医療的ケア児者の 13.9%	
	（1）事業の有効性 本事業により医療型短期入所事業所が2カ所新設され、	

	また、月平均実利用者数が増加し、一定程度の効果が得られたが、目標には到達しなかった。医療型短期入所への参入は困難とされており、事業所開設には相当の時間が必要であることから、令和6年度も引き続き、当該事業の普及・啓発活動や開設を検討している事業所のフォローアップを行い、目標達成を図る。 (2) 事業の効率性 医療機関等に対する集合研修や個別訪問の同行支援等を行う委託事業と一体的に行うことで、医療型短期入所事業所の開設の促進を図っている。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 医師派遣推進事業	【総事業費】 150,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内に4つある二次医療圏のうち、3つの医療圏で人口10万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。	
	アウトカム指標：医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名 (R3) → 10名 (R4)	
事業の内容（当初計画）	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内病院における医師不足実態調査の実施	年1回
	医師派遣調整検討委員会の開催	年1回
アウトプット指標（達成値）	県内病院における医師不足実態調査の実施	年1回
	医師派遣調整検討委員会の開催	年1回
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名 (R3) → 10名 (R5)	
	（１）事業の有効性 県内全体の医療施設従事医師数は増加しているものの、未だ医師数の医療圏格差は是正されていない状況である。医師を継続して派遣したことにより、医師不足地域における医療提供体制を維持することができたと考える。今後も、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域枠医師の地域への配置を進め、目標達成を図っていく。 （２）事業の効率性 医師派遣を業務としている地域医療支援センターに医師派遣調整検討委員会を設置し、医師派遣の調整を行ったため、効率的な事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20（医療分）】 看護職員就労環境改善事業	【総事業費】 465,126 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県、医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和8年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員確保のため、多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向を学ぶ機会を設け、各医療機関での対策が重要であるという認識を高める必要がある。	
	アウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,288 人（R2）→ 12,008 人（R7） 正規雇用看護職員の離職率（年間の総退職者が職員数に占める割合） 9.8%（R1）→ 9.8%以下（R5）	
事業の内容（当初計画）	看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修等を行うとともに、各病院の短時間正規職員制度の導入等、柔軟な働き方を促進するための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1回・180人） 短時間正規職員制度の導入済病院数 16 病院	
アウトプット指標（達成値）	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1回・139人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,288 人（R2）→ 11,316 人（R4） 正規雇用看護職員の離職率（年間の総退職者が職員数に占める割合） 7.4%（R3）→ 10.7%（R4） 代替指標 離職者数 799 人（R4）→ 847 人（R5）	
	（1）事業の有効性 働き方等、看護職が自身のニーズに合った職場に就業し直す傾向があり、離職者数が増加した。就業ニーズ等働き方の多様化への理解や人材育成について、専門家による研修を行い、職場環境	

	の改善につながる最新の知見やスキルを習得する機会を提供した。 （２）事業の効率性 研修を通して職場環境の問題や課題に対する解決策への知見を得ることは、職場風土の見直しや働きやすい職場への改善となり、看護職の定着につなげることができる。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22（医療分）】 周産期医療体制等整備事業	【総事業費】 102,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の産婦人科医師数は平成30年度で76名であるが、65歳以上が10名に対して29歳以下が5名と医師の高齢化も進み、将来、分娩休止が危惧される状況にあることから産婦人科医の確保が課題となっている。 特に、2024年（R6）4月からスタートする医師の時間外労働規制（いわゆる医師の働き方改革）に対応できる十分な産婦人科医の人員確保は喫緊の課題である。 また、R4年度から山梨大学において、胚培養士の育成を行うセンターの新設が予定されており、生殖医療を専門とする産婦人科医による技術研修が不可欠であることから、胚培養士の養成支援体制の強化を図る必要がある。	
	産婦人科入局者数：8人（R4～R7）	
事業の内容（当初計画）	山梨大学に生殖医療学・周産期医療学講座（寄附講座）を設置し、県内の産婦人科医を安定的に確保するための取り組みや、胚培養士の育成支援を行う不妊専門医の新たな配置、産科医の負担軽減を図るための助産師の活用、保健師や看護師を対象にした不妊治療にかかる研修等を行う他、本県に相応しい効果的な産科医療体制の構築について調査・研究することにより、将来にわたって安定的な産科・周産期医療提供体制を確保する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数：20人（R4～R6）	
アウトプット指標（達成値）	生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数：36人（R5）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 産婦人科入局者数：2人（R4）、1人（R5）	
	（1）事業の有効性 本事業により、産婦人科を専攻する研修医が増加し、将来	

	的な産婦人科医の確保につながっている。 (2) 事業の効率性 県内唯一の医師養成機関である山梨大学に寄附講座を設置することにより、効率的に産科医療提供体制の整備を図っている。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24 (医療分)】 特定行為研修受講促進事業	【総事業費】 87,270 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展とともに医療資源が限られる中、特定行為を行える看護師は医師の指示によらず手順書に基づき必要な医療サービスを提供でき、また医師の働き方改革の担い手としても大きく期待されており、国においても2025年までに特定行為研修修了看護師を10万人養成することを目指していることから本県においても積極的に養成を図っていく必要がある。 本県においては、山梨大学医学部附属病院に加えR4.4から県立中央病院に特定行為研修が開講されるほか、R5春を目途に特定行為研修を取り込む感染管理認定看護師を養成する教育課程を開設するよう準備を進めており、県内における研修受講の推進を図る環境が整備されつつある。	
	県内における特定行為研修を修了した看護職員数 12人(R3)→60人以上(R6)	
事業の内容（当初計画）	県内で実施される特定行為研修受講者（特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育課程を含む）に受講料（入学料、受講料、教材費など）を助成した医療機関等に対し、その助成額を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	特定行為研修受講看護師数 事業全体で50人	
アウトプット指標（達成値）	特定行為研修受講看護師数 23人(R5) (感染管理認定看護師課程修了者 14人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内における特定行為研修を修了した看護職員数 41人(R5) → 61人(R6) (感染管理認定看護師課程 14人(R5)→11人(R6))	
	(1) 事業の有効性 本事業により特定行為研修修了者は増加している。医療機関・訪問看護ステーションにおいては、慢性的な人材不足により研修を受講する人材の確保が困難で目標値には到達しなかった。	

	(2) 事業の効率性 医療機関のみならず在宅領域で活躍できる訪問看護師等、特定行為研修修了者を促進することで、タイムリーな看護の提供となる。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27 (医療分)】 感染症専門医等感染症対応人材養成事業	【総事業費】 170,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	①山梨大学 ②山梨県立中央病院 ③山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	感染症に対する強靱な地域社会を目指すためには、感染症対策に精通した専門医及び感染症対応人材の養成が不可欠であり、また、感染制御に向けた診断・治療・啓発等の対策を推進するための継続的な研究を進めていく必要がある。	
	①②感染症専門医数 令和3年：1人→令和8年度中：5人 ③感染症対応人材（医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師） 令和3年：0人→令和8年100人	
事業の内容（当初計画）	①山梨大学が設置する感染症学講座に対する寄附により次の事業を行う。 （１）感染症専門医の養成等 （２）感染症に関する教育・研究の推進 （３）その他感染症に関する活動（県内医療機関への診療・対策支援等） ②県立中央病院が開設する感染症専門医研修プログラムの受講者確保のため、同プログラム周知を目的とした Web サイトの充実をサポートする等、感染症専門医の養成を支援する。 ③施設等で感染症が発生した場合に対応できる即戦力を養成するため、県が医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を対象に、感染管理に関する講義及び実地研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	①専門医養成講座受講者数 3人以上 ②専門医養成講座受講者数 3人以上、研修受講者確保 Web サイトの充実 ③養成研修受講者 100人以上	
アウトプット指標（達成値）	①山梨大学専門医養成講座受講者数 1人 ②中央病院専門医養成講座受講者数 1人、研修受講者確保 Web サイトの充実 ③研修修了者 44人	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ①②感染症専門医数 令和 3 年：1 人（中病） → 令和 5 年：2 人（中病 1、医大 1） ・参考：感染症専門医養成講座受講者数 令和 3 年：0 人 → 令和 5 年：2 人（中病 1、医大 1） ※令和 4 年度は養成講座開始の体制整備。 令和 5 年度から両実施主体において受講者確保、研修開始。 ③感染症対応人材 令和 3 年：0 人 → 令和 5 年：89 人（R4 からの累積人数） （１）事業の有効性 ①本事業により、山梨大学医学部附属病院が一般社団法人日本感染症学会研修施設として認定され、令和 5 年度から感染症専門医の養成が開始された。 ②本事業により、山梨県立中央病院における感染症専門医研修プログラム周知のための Web サイト開設・充実等を進め、研修プログラムの魅力が向上した結果、令和 5 年度から感染症専門医の養成が開始された。 ③本事業により、クラスター発生施設への介入・支援に要する知識及び技術を学ぶための研修プログラムが実施でき、専門性を持った医療職者が早期に介入する体制構築のための人材確保が進んだ。 （２）事業の効率性 ①②計画に基づき令和 5 年度より効率的に養成事業を実施。 ③令和 4 年度より継続的に研修を実施。 （３）未達成の原因と改善の方向性 ①令和 8 年度までに受講者 3 名の確保を目指すものであり、令和 4 年度に一般社団法人日本感染症学会研修施設として認定を受け、令和 5 年度から受講者 1 名を確保し養成を開始している。今後も計画どおり受講者確保を目指し、周知活動と養成を継続していく。 ②令和 8 年度までに受講者 2 名の確保を目指すものであり、令和 4 年度に周知を目的とした HP 開設・機器整備を行い、研修プログラムの魅力を向上させ、令和 5 年度から受講者 1 名を確保し養成を開始している。今後も計画どおり受講者確保を目指し、周知活動と養成を継続していく。 ③令和 8 年度までに 100 人の修了者を目指すものであり、令和 6 年度も継続して研修を実施する中で目標達成が見込まれている。
その他	

事業の区分	VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
事業名	【No.29（医療分）】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 7,646 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要がある。 特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進や I C T 等による業務改革を進めていく。 アウトカム指標：救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加（R3：1→R5：3）	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象となる医療機関数 7	
アウトプット指標（達成値）	対象となる医療機関数 1	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加 1 （１）事業の有効性 アウトプット指標は、補助対象となり得る全ての医療機関の数で目標設定したため、達成には至っていないが、医療機関全体の	

	効率化や勤務環境改善の取組を推進することで、着実に勤務医の負担の軽減が図られている。 (2) 事業の効率性 チーム医療の推進や ICT 環境の整備等、勤務医の負担軽減に資する取組を総合的に実施することで効率性を向上させている。
その他	

3. 事業の実施状況（介護分）

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 140,086 千円
事業の対象となる区域	中北、峡東、富士・東部区域	
事業の実施主体	市町村、社会福祉法人等	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る	
	アウトカム指標：令和5年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234 人	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	③特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー改修	
	④簡易陰圧装置設置支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	⑤介護施設等の看取り環境の整備	
	⑥介護職員の宿舎施設整備	
	⑦介護付き有料老人ホームの整備	
	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：令和2年度～令和5年度）	
	・地域密着型特別養護老人ホーム 1,661 床(59 カ所) →1,835 床(65 カ所)	
アウトプット指標（達成値）	・認知症グループホーム 1,139 床(77 カ所) →1,193 床(80 カ所)	
	・小規模多機能型居宅介護事業所 29 カ所 → 32 カ所	
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 10 カ所	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 12 カ所	
	・小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所	
アウトプット指標（達成値）	・簡易陰圧装置の設置 2 か所	

	・共生型サービス事業所の整備 2カ所 ・介護施設の看取り環境の整備 2カ所 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー改修 1カ所
事業の有効性・効率性	令和5年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234人
	（１）事業の有効性 小規模多機能型居宅介護事業所の整備、看取り環境の整備や、介護職員の宿舎整備、簡易陰圧装置の設置による感染拡大防止のための環境整備は整った。 （２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設環境整備等が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3（介護分）】 介護の魅力発信プロジェクト事業 （合同入職式等開催）	【総事業費】 3,782 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新卒の介護職員を対象に合同入職式を開催することで、同期入職者同士の連帯感を醸成する。 新人職員から3年目職員を対象としたフォローアップ研修会や意見交換会を実施することにより、早期離職の防止を図る。また、中途採用者は、新卒者と状況が異なるため、別途中途採用者を対象とした意見交換会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新人職員、入職2年目職員、3年目職員を対象に研修会及び意見交換会を実施（4回） ・中途採用者を対象に意見交換会を実施（1回）	
アウトプット指標（達成値）	【R4】 ・新入介護職員合同入職式の開催、新入介護職員研修会の実施、2年目介護職員研修会の実施、中途採用介護職員研修会の実施（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、16人） ・介護労働講習（1回、12人） 【R5】 ・合同入職式の実施（1回、26人参加） ・新入介護職員研修会の実施（2回、①21人参加②31人参加） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、28人参加） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、18人参加） ・中途採用介護職員研修会の実施（1回16人参加） ・介護労働講習（1回、18人参加）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等	

	における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。 （R5 実績に基づく） 代替目標として、年度末に行われる新入介護職員研修会②の参加者数が年度当初に実施した新入介護職員合同入職式の参加者数と同等となることを目標としていたが、合同入職式の参加者数26人に対して、新入介護職員研修会は31人であり新入介護職員の定着が確認できた。
	（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 2,446 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：2025 年度までに 511 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・キャリア支援専門員の配置 2 名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動	
アウトプット指標（当初の目標値）	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度 33 名	
アウトプット指標（達成値）	マッチングによる雇用創出数 令和 3 年度 3 名、令和 4 年度 6 名、令和 5 年度 7 名	
事業の有効性・効率性	介護従事者の供給改善を図る。 通年を通じて地域別の就職相談会を開催し、事業所と求職者をマッチングすることができた。	
	（１）事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。 （２）事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8（介護分）】 テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業	【総事業費】 6,500 千円
事業の対象となる区域	山梨県	
事業の実施主体	民間企業	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：ICTの促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として行う介護ロボットやICTを活用した業務改善の取り組みをコンサルティングにより支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボットやICT導入による業務改善の取組を紹介し、介護事業所の介護ロボットやICT導入による業務改善を促進する。	
アウトプット指標（達成値）	令和4年度 介護施設2施設に対し、介護ロボット等の導入支援を実施。 令和5年度 介護施設2施設に対し、介護ロボット等の導入支援を実施。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：精神的な業務負担の削減 2施設	
	（1）事業の有効性 当事業は、介護ロボットやICTを導入する事業所に対し、課題分析や機器の選定、効果測定等の導入手法を示すことにより、介護ロボットやICTの有効活用が図られる （2）事業の効率性 介護ロボットやICTの導入手法について、導入手法のモデル施設を設定し、その施設での導入事例を県内に広く周知することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 9（介護分）】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 13,848 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護事業所等	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：2025 年度までに 511 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	（例）産科医の確保を図るため、産科医の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 （補助単価） ・分娩手当 1 分娩当たり 10 千円 ・研修医手当 1 人 1 月当たり 50 千円	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標（達成値）	令和 4 年度 166 機器（3 施設）	
事業の有効性・効率性	令和 4 年度 事故の未然防止：2 施設 職員の肉体的：2 施設 職員の精神的負担の低減：1 施設	
	（１）事業の有効性 当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。 （２）事業の効率性 導入事例をホームページに掲載することにより、事業者の導入計画を立てやすいように努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10（介護分）】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 6,416 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護事業所等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：I C T の促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護事業所のI C T 化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標（当初目標値）	I C T 導入支援事業による導入事例を作成し、周知することで、介護事業所のI C T 導入を促進する。	
アウトプット指標（達成値）	I C T 導入事業所数 令和4年度：5事業所	
事業の有効性・効率性	令和4年度 全体の業務量の減少：4事業所	
	（1）事業の有効性 I C T の活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。 （2）事業の効率性 比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T 導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12 (介護分)】 介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業費	【総事業費】 136,724 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県、事業受託事業者	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	新型コロナウイルス感染症に関していまだ国内の感染状況が収束しておらず、県内の介護事業所から、同感染症流行下における施設等の消毒等に対応するためにかかり増した経費（通常の介護サービスの提供では想定されないかかりまし費用）について、財政援助を要望する声が上がっている。 かかり増し経費の助成件数：県内の介護サービス事業所・施設数 4,266 件	
事業の内容（当初計画）	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）を対象に、職場環境復旧・環境整備にかかる費用に対して助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症に対応する備えを十分に行うことで、クラスターの発生が防止される。 ・施設の運営状況が安定し、高齢者等への適切なサービス提供が継続される。	
アウトプット指標（達成値）	令和4年度実績 支給件数 436 事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：申請があった 436 事業所に対して職場環境復旧・環境整備にかかる費用の助成ができた。 （１）事業の有効性 本事業により新型コロナウイルス感染症流行下において、介護保険施設等のサービス継続を図ることができた。 （２）事業の効率性 派遣できる職員を事前登録制とすることで、調整・利用しやすいように努めている。	
その他		